

令和8年度以降の建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

令和8年度週休2日制適用工事の実施

本市では、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、令和8年度より現場閉所による週休2日の取組を開始します。

【1 対象工事】

鴨川市が発注する工事うち、対象外工事※1 を除く全てのもの。

※1 対象外工事

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- (3) その他適切でないと認められる工事

【2 実施の方法】

- (1) 対象工事の全ての入札公告及び特記仕様書に週休2日制適用工事である旨を記載する。

現場閉所による週休2日工事を原則とするが、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し、変更することができる。

なお、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事※2 については、週休2日交替制工事として発注する。

※2 現場閉所を行うことが明らかに困難な工事

シールド工など、昼夜間連続作業を要する工事等。

- (2) 月単位の週休2日（4週8休以上）達成を前提とし、千葉県週休2日制適用工事実施要領を準用して予定価格を算定する。
- (3) 取組の達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ、減額変更する。

【3 適用開始】

令和8年4月1日以降に執行（入札公告等）する案件

【4 積算方法】

発注者指定型の週休2日制